

初期の通貨・金融制度

明治初期 戊辰戦争→戦費不足→1.太政官札・2.民部省札(不換紙幣)の発行→経済悪化

☆紙幣の種類

- 3. 不換紙幣 …金・銀などの4.正貨との交換が約束されていない紙幣  
自由に発行できるため乱発の恐れ 信用度が低い
- 5. 兌換紙幣 …金・銀などの正貨と交換可能を約束した紙幣  
信用度が高い 発行しにくいいため乱発を防止できる

☆6.金本位制 …紙幣を金と兌換する制度 外国との貿易の決済も金で行う

7.新貨条例 (8.1871)…新貨幣制度 9.十進法 単位10.円・銭・厘 大阪 11.造幣局(寮)  
12.金本位制 (実際は13.金銀複本位制) ※欧米は金、東アジアは銀本位

14.国立銀行条例 (15.1872)…アメリカの「ナショナルバンク」がモデル 16.経営は民営  
16.渋沢栄一中心 17.兌換紙幣発行が義務 →18.4行のみ (19.第一、二、四、五国立銀行)

→20.条例改正[1876]…21.不換紙幣でも発券を許可 →急増 22.第百五十三国立銀行で打ち切り

※この年、金禄公債証書(後述)発行 →華族など投資が容易になる <例> 第十五国立銀行

**問題** 23.紙幣の乱発によるインフレの進行

秩禄処分と士族の没落

士族への24.秩禄の支給 →重い財政負担(約30%) →25.秩禄処分が必要

江戸時代以来の25.家禄と王政復古の功労者への26.賞典禄

1873. 27.秩禄(家禄)奉還…希望者を募り、家禄28.つ4~6年分の一時金(現金+28.秩禄公債)を受け取る  
→全士族の約3分の1にとどまる。

29.1876. 30.金禄公債証書の交付…華士族の秩禄を全廃

「金禄」…1875年から家禄は米での支給から金銭での支給に切り替え

秩禄の5~14年分の公債を与える <例>華族平均約60,000円、下級士族約400円

※公債の考え方…①期間は30年間(完了は1906年)。  
②5年間据え置き。6年目から毎年抽選し当たったら全額支給。  
③当たらない期間は利子を受け取る

→31.華族や上級士族…多額の公債(利子も高額)→経済的安定→さらに資本投資へ

32.下級士族…利子収入が少額→大多数が没落(一部は官吏・巡査・教員・政商ほか)

→政府、33.士族授産の奨励…不十分 34.士族の商法の失敗など

<例>資金の貸付、北海道の屯田兵、開墾・帰農、官林の格安払い下げなど

→士族の不満が高まる(不平士族)

#### ナンバー銀行～旧国立銀行系

銀行名	本店所在地
第四銀行	新潟県新潟市
十六銀行	岐阜県岐阜市
十八銀行	長崎県長崎市
七十七銀行	宮城県仙台市
八十二銀行	長野県長野市
百五銀行	三重県津市
百十四銀行	香川県高松市

#### 余談

- ①第一国立銀行は →第一勸業銀行 →現・みずほ銀行へ
- ②第十三銀行(→鴻池銀行)、第百四十八銀行(→山口銀行)、第三十四銀行が合併してできたのが旧「三和」銀行 →現・東京三菱UFJ銀行へ
- ④第十九銀行と第六十三銀行が合併 →現在の八十二銀行
- ⑤現在「第三銀行」もあるが、旧国立銀行と関係はない。